

○借り換え融資をご利用の方は、以下もあわせてご確認ください。

新たな団体信用生命保険契約にご加入いただくこととなりますので、借り換え日または生命保険会社にご加入を承諾した日のいずれか遅い方が新たな保障開始日となります。

このため、生命保険会社は借り換え前にご加入いただいていた団体信用生命保険契約からの継続的な保障はいたしません。

新規融資に伴うご加入の場合と同様に告知義務があります。

告知が必要な傷病歴等がある場合は、新たなご加入のご承諾ができなかったり、その告知をされなかったために告知義務違反による解除や詐欺による取消しとなり保険金等のお支払いができない場合があります。